



2025年6月30日

各位

会社名 株式会社ジャムコ
代表者名 代表取締役社長 恒松 孝一
(コード番号 7408 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員
IR担当 夏井 孝之
(TEL. 042-503-9145)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年5月30日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（当社が2025年6月12日付で公表した「(訂正) 株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」により訂正された事項を含み、以下「当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025年6月30日から2025年7月16日まで整理銘柄に指定された後、2025年7月17日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率
当社株式について、1,001,600株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数
26,855,945株

(注) 当社は、2025年5月30日付の当社取締役会において、2025年7月18日付で、当社の自己株式8,003株（2025年4月30日時点で当社が所有する自己株式数）を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載

しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

26,855,971 株

(注) 当社は、2025年5月30日付の当社取締役会において、2025年7月18日付で、当社の自己株式8,003株(2025年4月30日時点で当社が所有する自己株式数)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

26 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

104 株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社BCJ-92(以下「公開買付者」といいます。)、伊藤忠商事株式会社、ANAホールディングス株式会社及び昭和飛行機工業株式会社(以下、伊藤忠商事株式会社、ANAホールディングス株式会社及び昭和飛行機工業株式会社を総称して「本不応募合意株主」といいます。)以外の株主の皆様が所有する株式の数は1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとし、当社株式を非公開化することを目的とする一連の取引の一環として行われるものであること、また、当社株式が2025年7月17日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられること、及び当社において自己株式数を増加させる必要も存しないことなどを踏まえて、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年7月21日時点の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が、2025年4月21日から2025年5月21日までの20営業日を公開買付けにおける買付け等の期間として実施した、当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)における当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である1,800円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となることを見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計額に相当する当社株式の取得に要する資金を、株式会社 BCJ-91（以下「公開買付者親会社」といいます。）からの出資により賄うことを予定しているところ、当社は、公開買付者が、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出した、公開買付者に対して金 270 億円を限度として出資を行う用意がある旨の公開買付者親会社による 2025 年 4 月 17 日付投資証明書、公開買付者親会社に対して金 270 億円を限度として出資を行う用意がある旨の BCPE Phoenix による 2025 年 4 月 17 日付投資証明書、BCPE Phoenix に対して金 270 億円を限度として出資を行う用意がある旨の BCPE Phoenix Holdings Cayman, L.P. による 2025 年 4 月 17 日付投資証明書、BCPE Phoenix Holdings Cayman, L.P. に対して金 270 億円を限度として出資を行う用意がある旨の Bain Capital Asia Fund V, L.P. による 2025 年 4 月 17 日付投資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本公開買付けの開始以降、公開買付者の財務状況に著しい変動を生じさせる事由等、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

以上により、当社は、公開買付者による本株式併合の結果生じる 1 株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

- (iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025 年 8 月を目途に、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることにについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025 年 9 月を目途に、公開買付者に当該当社株式を売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行ったうえで、2025 年 10 月を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却により得られた代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の定款一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款変更（現行定款第 13 条（招集）の削除を除きます。）は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2025 年 7 月 22 日に効力が発生する予定です。

- ① 第 1 号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数が 104 株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が生じることを条件として、現行定款第 5 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 第 1 号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は 26 株となり、単元株式数を定める必要性がなく

なります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第7条（単元株式数）、現行定款第8条（単元未満株主の権利制限）、及び現行定款第9条（単元未満株主の買増請求）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

- ③ 第1号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、当社株式は上場廃止となるとともに、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者及び本不応募合意株主のみとなり、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者及び本不応募合意株主のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日及び招集に関する規定並びに株主総会資料の電子提供措置に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、(i)本株式併合の効力が生じることを条件として、現行定款第12条（基準日）及び現行定款第17条（電子提供措置等）の全文を削除するとともに、(ii)現行定款第13条（招集）も削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2025年6月30日（月曜日）（本日）
整理銘柄指定日	2025年6月30日（月曜日）
当社株式の最終売買日	2025年7月16日（水曜日）（予定）
当社株式の上場廃止日	2025年7月17日（木曜日）（予定）
本株式併合の効力発生日	2025年7月22日（火曜日）（予定）

以上